

様式第4号(第5条関係)

政務活動費収支報告書

令和 5年 4月14日

みどり市議会議長
古田島 和茂 様

みどり市議会議員 柴 崎 訓 佳

令和4年度政務活動費収支報告書について

みどり市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、別紙のとおり令和4年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和4年度政務活動費収支報告書

みどり市議会議員 柴崎 訓佳

1 収 入

政務活動費 240,000 円

2 支 出 257,948 円

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費	129,358	R4. 5. 9～11 視察研修（岩手県） 57,322 円 R4. 11. 1～3 視察研修（京都） 72,036 円
研修費	7,000	R4. 4. 19 自治体議会特別セミナー 7,000 円
広報費	72,000	文書通信費 72,515 円 ※上限 72,000 円
広聴費	9,390	燃料費 31,300 円×30%=9,390 円
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	40,200 円	新聞購読料（上毛新聞） R4. 4 月～R5. 3 月（12 ヶ月分）

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 0 円

(様式4)

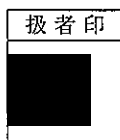
領収書等貼付用紙

項目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	☒ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費
	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費
備考 (按分率等)	令和4年5月9日～11日 岩手県紫波郡紫波町・山形県鶴岡市視察研修 1. 運賃及び宿泊費セット料金 50,210円 (①+②) ①着手金 50,000円÷5人=10,000円+30,380円=40,380円 ②山形宿泊費(ヤマガトリゾート(株)) 39,320円÷4=9,830円 2. 岩手県紫波郡紫波町オガールプロジェクト受講費 16,500円÷4人=4,125円 3. 手土産代(送料含む) (3,200円+8,750円)÷4人=2,987円			

領 収 証
みどり市議会広和クラブ 代表 武井 俊一 様 令和4年4月22日

金額 50,000円

但し 研修費と致しまして
上記金額正に領収いたしました



ジェイティービー 株式会社 ワールドツアー
〒376-0011 桐生市相生町1
TEL 0277(55)5381 FAX 0277



領 収 証
みどり市議会議員 柴崎 訓佳 様 令和4年4月28日

★ 30,380円

但し 研修代と致しまして
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

ワールドツアー

〒376-0011 桐生市相生町1-124-1 マー
TEL 0277-55-5381 FAX 0277

※領収書は
※この用紙

登録番号

GA1020

使用可。

ヨクヨウ ウケ-390

ご利用明細書 Description

お名前 みどり市議会広和クラブ 代表 武井 俊一 様
Guest Name



客室番号 3212 泊数 1 人数 4
Room No. Nights Persons

ヤマガタデザインリゾート株式会社
〒997-0053
山形県鶴岡市北京田字下鳥ノ巣23-1
Tel 0235-25-7424
Fax 023-606-5425

ご到着日 2022/05/10 出発日 2022/05/11
Arrival Departure

No.	ご利用日 Date	摘要 / 項目 Reference	単価 Price	消費税 Tax	数量 Qty	ご利用金額 Charge	お預かり金額 Credit
1	2022/05/10	ご宿泊代				¥38,720	
2	2022/05/10	入湯税				¥600	

課税対象外 ¥600
10%対象 ¥38,720
(内消費税 ¥3,520)

各ご利用項目の料金には消費税が含まれております。
宿泊税などが加算される場合には別途記載をいたしております。

ご請求金額 Balance Due ¥39,320

合計(税抜) ¥35,800 消費税 ¥3,520
ご利用金額(税込) Total Charge*Tax include ¥39,320
現金

発行
Published by

日付 2022年05月10日 No.080090-DP

ご署名
Signature

領収証 Receipt

日付 2022年05月10日 No.080090-DP

ご芳名 みどり市議会広和クラブ 代表 武井 俊一 様
Guest Name

金額: ¥39,320-
Amount

上記金額を正に領収いたしました(消費税を含みます)

但し

ヤマガタデザインリゾート株式会社
〒997-0053
山形県鶴岡市北京田字下鳥ノ巣23-1
Tel 0235-25-7424
Fax 023-606-5425

(様式1)

研修・視察報告書

令和 5年 1月10日

みどり市議会議長
古田島 和茂 様

広和クラブ代表 武井 俊一

下記のとおり研修・視察が終了したので報告します。

期間	令和 4年 5月 9日(月)～11日(水)
研修・視察先 及び所在地	令和4年5月9日(月) 岩手県柴波郡紫波町 令和4年5月10日～11日(火、水) 山形県鶴岡市
参加者氏名	武井 俊一、杉山 英行、新井 みゆき、柴崎 訓佳
目的	1. 岩手県柴波郡紫波町(オガールプロジェクト) 駅前町の有地を活用し、町の課題を行政と民間、市民と協働で解決する公民連携によるまちづくりを視察。 2. 山形県鶴岡市 地域の人口減少が続く中、次の時代を担う人材と魅力ある産業を育てる基盤をつくるため、庄内地方の市町村と山形県による大学整備プロジェクトが進められ、慶応義塾大学先端生命科学研究所(慶応先端研)が開設された。慶応先端研の研究教育活動を山形県と鶴岡市が支援することにより、地域を担う人材の育成や知的産業の創出に向けた取組を促進し、産業の高度化や地域活性化を目指している。
概要	別紙のとおり
成果・所感	別紙のとおり

※「目的」「概要」「成果・所感」は別途書式に替えることができる。

※「成果・所感」は、参加者全員が記入する。



成果・所感	岩手県紫波郡紫波町の視察では、1997年に紫波町は、紫波中央駅前に10.7haの土地を28.5億で購入したが、未開発のまま雪捨て場と使用していた。2009年にプロジェクトを立ち上げ、「紫波町公民連携基本計画」を策定し、公有地活用型ppp手法を採用しながら、行政経験と民間経験を持った有識者によるオガールデザイン会議を設置し、徹底的に採算モデルを考えながら公民連携により町を再生させた成功事例である。みどり市においても、後世に負の遺産を残すことない取り組みとして現在、公共施設等総合管理計画を策定しているが、急速に加速している人口減少の中、民間主導型による収益性を考えた持続可能なまちづくりの取り組み事例として参考となった。 山形県鶴岡市の視察では、慶応義塾大学先端生命科学研究所を誘致や山形大学農学部等の高等教育研究機関の集積を活かし、高度な研究機能や関連産業を集積する鶴岡バイオクラスターの形成に取り組んでいる企業誘致の成功事例を視察した。コロナ禍における新たな生活様式が求められる中、サテライトオフィスの誘致も促進させ、ベンチャー企業の誘致も成功させたことから学生のUIターンが増加した。現在、みどり市においても企業誘致を進めているが、鶴岡市の取り組む姿勢について多いに学んだ。又旧庄内藩士が刀を鋏に替えて開拓した松ヶ岡開墾場の視察や倒産した水族館をクラゲに特化した水族館として再生させた加茂水族館等についても観光に対する取り組み方についても学んだ。
-------	---

※「目的」「概要」「成果・所感」は別途書式に替えることができる。

※「成果・所感」は、参加者全員が記入する。



令和 4 年度会派行政視察研修についてご報告いたします。
視察調査期日は、令和 4 年 5 月 9 日から 11 日まで。調査団は、広和
クラブ 4 名で岩手県紫波町、山形県鶴岡市にて調査を行った。

令和 4 年 5 月 9 日(月) 岩手県紫波郡紫波町視察

◎町の概要と「オガールプロジェクト」について

(1)町の概要

岩手県紫波町は、昭和 30 年(1955 年)に 1 町 8 カ村が合併し誕生した。岩手県のほぼ中央、県都盛岡市と宮澤賢治で有名な花巻市の中間に位置し、北上川が中央に流れ、東は北上高地、西は奥羽山脈までの総面積 238.98 km²の町である。令和元年の人口は、33,124 人、世帯数は、12,382 世帯である。令和 2 年度の財政力指数は、0.47 経常収支比率は、93.1 である。議員定数は、18 人。令和 4 年度歳入歳出予算額は、約 141 億である。町の中央部は、国道 4 号線沿いの住宅地を除くと、平地に農地が広がり、全国有数の生産量を誇るもち米、生産量県内 1 位のソバや麦、そして各野菜が作られている。東部ではりんごやぶどう、西部では西洋梨などのフルーツ栽培も盛んである。

(2)オガールプロジェクトについて

(心豊かに成長するオガール～都市と農村の暮らしを愉しみ、環境や景観に配慮したまちづくり～)

オガールプロジェクトは、J R 東北本線紫波中央駅のすぐ前の町有地 10.7ha を活用し、町の課題を行政と民間、市民との協働で解決する公民連携によるまちづくりである。全域に水田が広がり、果樹園や野菜畑が多くみられる紫波町では、農家の皆さんが安全安心な農産物を生産し、基幹産業である農業を守っている。中央部は、交通の利便性が高いことから、都市化が進んでおり、町の持つ農村的要素と都市的要素を生かし、「循環型まちづくり」を根底として、心豊かに暮らし、個性的に成長できる地域を目指している。町は、平成 12 年に「新世紀未来宣言」を発して以来、森林資源の循環として、木造公共施設の建設や木質ペレットボイラーの導入を推進してきた。オガール地区では、官民複合施設「オガールプラザ」と民間施設「オガールベース」が県産木材で建設され、役場新庁舎には町産のカラマツやスギがふんだんに使用されている。「オガールタウン日詰二十一区」では、町が直接、宅地を分譲し、この宅地では指定事業者が、構造材の 80%以上に町産木材を活用し、高気密・高断熱の紫波型エコハウスを建築している。

(3)オガール紫波株式会社

オガールプロジェクトのオガールとは

【成長】を意味する紫波の方言【おがる】+【駅】を意味するフランス語【Gare】(ガール)→2つの言葉を組み合わせた造語

紫波中央駅を「紫波の未来を創造する出発駅」とする決意と、このエリアを出発点として紫波が持続的に成長していく願いを込めた＝紫波中央駅前都市整備事業(オガールプロジェクト)

- ・会社名 オガール紫波株式会社
- ・創立年月日 平成21年6月1日
- ・資本金 3,900千円(設立時) 現在 10,000千円
- ・組織 社員数 9名(管理課3名、マルシェ課5名、レストラン課1名)
- ・出資者と比率

設立時 紫波町 100% 78株

現在 紫波町 39% 78株、(株)紫波まちづくり企画 24株、(株)岩手 20株

岩手中央農業共同組合 20株、(株)岩手畜産流通センター 20株

(株)東北銀行 10株、(株)北日本銀行 10株、盛岡信用金庫 10株

佐々木廣 4株、岡崎正信 4株

計 200株

- ・目的：官と民が連携をするためのエージェントの役割を担うこと。
社業を通じて町の一層の発展と町民の幸せを目指すこと。
※パブリックマインドを持った民間会社
- ・主な事業内容 1)紫波中央駅前都市整備事業(オガールプロジェクト)の推進、調整
2)不動産開発 3)企画管理運営 4)産直「紫波マルシェ」管理運営
5)オガールレストラン運営

(4)オガール地区の施設

○オガール広場

紫波中央駅からまっすぐ西に延びる緑の芝生「オガール広場」と築山で構成される「オガール大通公園」は、子どもたちが駆け回る豊かな公共空間である。グループでのバーベキューや各種イベントにも利用される。

○エネルギーステーション

紫波グリーンエネルギー(株)が、町産木質チップを燃料とする木質バイオマスボイラーを主な熱源として、役場庁舎、オガールベース、オガールタウンに冷暖房・給湯用の熱を供給している。

○岩手県フットボールセンター

岩手県フットボールセンターは、世界水準のロングパイル人工芝を備えた、日本サッ

カー協会公認グラウンドで(公社)岩手県サッカー協会が運営している。各種公式試合や幅広い世代のトレーニングセンターとして、県内外から多くの利用者が訪れている。

○紫波型エコハウスサポートセンター

オガール内の「紫波型エコハウスサポートセンター」は、モデルハウスとして公開されており、自由に見学できる。新築・増改築を検討されている人が、エコハウスの快適さを体感することができる。

○オガールベース

オガールベースは、57 室のビジネスホテルとバレーボール専用体育館のほか、コンビニエンスストアや飲食店、文具店など入っている民間施設である。体育館を活用した合宿やスポーツアカデミー事業も展開している。

○紫波マルシェ

産直「紫波マルシェ」では、291 人の会員の皆さんが毎日、新鮮な農産物や加工品を出荷している。精肉、鮮魚もそろっており、近隣市町村からも多くの人が買い物に訪れる。

○紫波町情報交流館

図書館と交流館から成る紫波町情報交流館は、オガールプラザ中央棟にあり、図書館はビジネス支援を主眼に、農業やまちづくりに関するコーナーを設置し図書を充実させている。交流館は、スタジオを利用した趣味のサークルや講座の開催といった市民活動、市民が自主開催する講演会や映画会など賑わっている。オガールプラザには、カフェや医院、産直、学習塾なども入っている。

○子育て支援センター「しあわせ」

子育て支援センター「しあわせ」は、未就学児とその家族で利用できる「子育て支援センター」と未就学児を預かる「一時保育」、おおむね小学校1年生から4年生を預かる「日詰こどもの家」で構成されており、広々としたスペースは利用者でいつも賑わっている。

令和4年5月10日(火) 山形県鶴岡市視察

◎山形県鶴岡市の概要

令和元年度 人口 127,168 人 世帯数 48,926 世帯 歳入総額 757 億円
歳出総額 742 億円 経常収支比率 92.5 財政力指数 0.42

鶴岡市の庄内平野は、源を異にする最上川と赤川の流れによって育まれ、北に秀峰鳥海山、東に出羽三山(羽黒山、月山、湯殿山)、南は朝日連峰の山々に囲まれ、日本海に面

した西側には大砂丘が広がる、日本有数の穀藏地帯である。江戸時代、元和8年(1622)最上氏が領地を没収され、代わって譜代大名の酒井忠勝が庄内藩14万石の領主として入国、鶴岡を居城として城下町を整備し、現在の鶴岡の基礎を築いた。庄内藩には飽海郡と田川郡があり、これを行政上、川北三郷と川南五通に区分するが、現在の鶴岡市は中川通、櫛引通、京田通、山浜通に含まれている。庄内藩は、その後、約250年にわたり酒井氏より治められることになり、明治維新を迎える。明治2年(1869年)、酒井氏は版籍を奉還、庄内藩は大泉藩と改称された。同4年の廃藩置県により大泉県となり、次いで酒田県、鶴岡県を経て、同9年8月に山形県、置賜県と合併し、現在の山形県に属することとなり、同11年(1876)に郡区町村編成法により田川郡が東西の両軍に分かれ、西田川郡役所は鶴岡に、東田川郡役所は藤島に置かれた。明治22年(1889)4月の町村制の施行により、西田川郡は1町16村、東田川郡は26村に制定されるが、その後、昭和28年(1953年)10月の町村合併法の施行を経て、昭和43年より庄内南部は1市7町1村の行政区分となる。それから30年以上が過ぎ、平成の大合併により、鶴岡市、藤島市、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町が合併し、平成17年10月1日に新鶴岡市が発足した。新市の人口は約13万3千人で県内では2番目、面積は1,311.53平方キロメートルで東北では一番広い市となった。平成21年1月に総合計画を策定し「人 暮らし 自然 みんないきいき 心やすらぐ文化をつぐむ悠久のまち 鶴岡」をめざす都市像として、市民とともに希望をもって新しいまちづくり・平野・川・海に抱かれた四季の恵み豊かな自然環境のもと、稲作をはじめとに努めているところである。農林水産業や酒造業などの伝統産業が発展してきた。山菜やきのこなどの山の幸、サクラマスや寒鰯などの海の幸をはじめとする四季折々の豊かな食材に恵まれ、一年を通して、旬の味をふんだんに活かした多様な食文化を楽しむことができる。特に、だだちゃ豆や温海カブなどの「在来作物」が約50種類も継承されていることが大きな特徴となっている。この「在来作物」は、農業者が知恵と工夫を発揮して、世代を超えて優れた種を受け継ぎ、地域で親しまれてきたことから「生きた文化財」と言われている。また、市内では出羽三山の修験道や黒川能などの精神文化と密接に関わる食が継承されており、各家庭では郷土食や季節ごとの行事に提供される行事食が代々受け継がれる。又鶴岡市は、国内で唯一のユネスコ創造都市ネットワーク食文化分野への加盟、「出羽三山」と「サムライゆかりのシルク」の二つの日本遺産、県産米「つや姫」「雪若丸」が誕生し、世界最先端のバイオ研究など高等教育研究機関の集積とベンチャー企業の躍進、そして、新文化会館「荘銀タクト鶴岡」が竣工し、市民による合唱の取り組みや黒川能などの伝統芸能をはじめとした芸術文化面での地域力の高さなど、市民一人ひとりの人材力も鶴岡市の発展の原動力となっている。

○鶴岡市サイエンスパーク～世界をリードするバイオテクノロジー～

2001年頃、地域の人口減少が続く中、次の時代を担う人材と、魅力ある産業を育てる

基盤をつくるため、庄内地方の市町村と山形県による大学整備プロジェクトが進められ、慶応義塾大学先端生命科学研究所(慶應先端研)が開設された。慶應先端研の研究教育活動を山形県と鶴岡市が支援することにより、地域を担う人材の育成や知的産業の創出に向けた取り組みを促進し、産業の高度化や地域活性化を目指している。

1. 慶応義塾大学先端生命科学研究所のいま

三者協定に基づき、県と市は慶應先端研の研究教育活動に対して、現在それぞれ年間3億5千万円(計7億円)の支援を行っている。慶應先端研では、県と市の補助金を研究の基盤を支える安定的な財源とすることで、細胞内のものを丸ごと短時間で調べるメタボローム解析技術を始めとした強みを伸ばし、世界トップレベルの技術・設備を維持している。これらを活用した研究によって、社会に役立つ数多くの成果が生み出され、さらにベンチャー企業の創出や雇用の拡大など地域の活性化につながっている。

(1) 慶應先端研から生まれたバイオベンチャー企業

研究成果により、これまでに6社のバイオベンチャー企業が誕生した。難病克服、病気の早期発見、環境問題への対応など、社会的意義のある取り組みを行っており、更なる事業の拡大が期待されている。

1) Spiber Inc.・・・構造タンパク質で持続可能な社会を目指す

- ・植物資源をベースに発行プロセスで生産される構造タンパク質は、主な原料を石油に頼らず、繊維や樹脂など様々な素材に加工できるので、循環型の持続可能な社会の実現に貢献できる産業素材として期待されている。
- ・ゴールドウインとのアウトドアアパレルや、小島プレス自動車素材に加え、ブリヂストン、アデランス、三井住友建設など幅広い企業や研究機関と共同研究・製品開発を行っている。構造タンパク質の本格的な量産プラントをタイ国に建設中で、2021年からの商業生産を目指している。

2) メタジェン・・・便の分析から実現する新たなヘルスケア

- ・便に含まれる腸内細菌と代謝物資の情報を解析し、個々人によって異なる腸内環境を適切にタイプ分け、それぞれに合ったアプローチを行う層別化医療・ヘルスケア「腸内デザイン」を推進している。
- ・独自の研究開発プラットフォームを駆使し、多くの企業や医療機関とのプロジェクトを実施している。
- ・2019年から医療機関・企業向けに「次世代腸内環境評価・層別化サービス」を開始した。

3) ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ・・・世界トップクラスのメタボローム解析技術

- ・慶應先端研のメタボローム解析技術を核として設立した。

- ・ 2013 年に東証マザーズに上場を果たした。
- ・ メタボローム解析技術を軸に、その技術を活かした受託解析事業とバイオマーカー探索および開発を行っている。
- ・ 血中の代謝物質(エタノールアミンリン酸)の濃度と大うつ病性障害(うつ病)の相関関係を発見し、うつ病のバイオマーカーとしての実用化を目指している。

4) サリバテック・・・唾液でがんリスク検査

- ・ 少量の唾液で膵がん・大腸がん・肺がん・乳がん・口腔がんの罹患リスクを検査できる。
- ・ 検査は簡便で、高頻度に検査を受信できることによりがんの早期発見の可能性が高まると期待されている。
- ・ 鶴岡市内含め、約 600 の医療機関で検査導入されている。(2020 年 3 月現在)

5) メトセラ・・・心不全治療に革命を

- ・ 世界の死因 1 位であり、高額な治療費を要する虚血性心疾患に対し、低価格かつ効果的な治療法の提供を目指している。
- ・ 特定の細胞が心不全組織の再生を促す効果があることを明らかにし、実用化に向け研究開発を実施している。

6) モルキュア・・・抗体医薬品を革新する

- ・ 次世代の医薬品である抗体医薬品の開発を行っている。本医薬品は高効果・低副作用であり、がんやリウマチ治療への利用が期待される。
- ・ 人工知能技術とバイオ実験自動化装置を活用し、短期間で多くの新規医薬品を探索する創薬支援サービスを提供している。

○鶴岡市立藤沢周平記念館視察

昭和 2 年、山形県東田川郡黄金村大字高坂(現鶴岡市高坂)生まれ。本名、小菅留治。山形師範学校卒業後、教師となり湯田川中学校へ赴任。2 年後に肺結核がみつきり休職。6 年余の闘病の後、東京の業界新聞社に勤務。会社勤めの傍ら小説を執筆。S 46 年「溟い海」でオール讀物新人賞、S48 年「暗殺の年輪」で直木賞受賞。S 60 年から H8 年まで 11 年間、直木賞選考委員をつとめる。吉川栄治文学賞・芸術選奨文部大臣賞・菊池寛賞・朝日賞などを受賞。H7 年紫綬褒章受章。H9 年、逝去。

◎令和 4 年 5 月 1 1 日(水) 鶴岡市各施設視察

○鶴岡市立加茂水族館見学

クラゲ展示数で世界一。V 字回復した加茂水族館の経営哲学

水族館の「おまけ」だったクラゲを主役に捉えるという発想で倒産寸前から世界一の名声を得た、鶴岡市立加茂水族館。新館オープン後の入館数を鶴岡市は年間 30 万人、水族館の村上龍男館長は 50 万人と見込んでいたが、たった 3 ヶ月余りで既に 40 万人を突破。

1. 酒井家庄内入部 400 年イベントを実施中。

徳川四天王の筆頭、酒井忠次を祖とする旧庄内藩主酒井家。

元和 8 年(1622)に酒井家 3 代忠勝が入部してから 400 年の節目を迎える。酒井家の 400 年の歩みに重なる、この地と文化。記念事業を実施し、鶴岡・庄内の歴史と文化を学び、郷土への愛着と誇りを高めながら、多くの皆様にその魅力を知って頂くための取り組みを実施していた。

1) 松ヶ岡開墾場見学

戊辰戦争で新政府方と戦い敗北した旧庄内藩は、明治 5 年(1872)旧藩士ら 3,000 名が刀を鋤に替え、庄内一円からの支援を受けながら原野の開拓に挑みます。当時輸出の花形産業であった生糸の産業を興し国に報いることで、賊名を濯ごうとした。2 年で開墾した地は 311ha。桑の栽培、養蚕、蚕種、製糸を開始する。この難事業は旧庄内藩の行く末を案じた菅実秀が構想し西郷隆盛に相談したもの。西郷は困難の連続に挑む旧藩士に「気節凌霜天地知」の箴言で励ました。西郷の勧めでドイツ留学した旧藩主酒井忠篤、忠宝の存在は開墾の大きな支えでしたが、西郷没後明治 12 年に留学を終え日本に戻った両名に新政府で活躍する場はなかった。忠篤、忠宝は鶴岡に戻り、絹産業など地域の振興に力を注ぐ。こうして鶴岡は明治以降も殿さまがともに暮らす、全国でも稀有な城下町として独自の道を歩む。庄内は今なお、絹織物製造に係る一貫工程がそろった日本唯一の地として、平成 29 年(2017)には「サムライゆかりシルク」が日本遺産に認定され、いま絹の新しいブランド「kibiso」が注目を集めている。

2) 国宝登録有形文化財 風間家住宅 丙申堂・旧別邸無量公苑 釈迦堂 見学

風間家の祖は、沢海藩(現新潟県新潟市沢梅)の武士であったが、商人となり村上、酒田を経て、鶴岡には十八世紀後半に移住したと伝えられている。その後、鶴岡城下で藩の御用商人として呉服、太物屋を営み幕末には鶴岡第一の豪商となった。明治期には貸金業に転じ、庄内地方では酒田の本間家に次ぐ大地主に成長し、鶴岡の産業振興に力を注いだ。その一方で児童福祉などの慈善事業を行い、現在は育英事業等に尽力している。

・国指定重要文化財旧風間家住宅 丙申堂見学

明治二十九年丙申の年に、風間家七代当主(幸右衛門)が、住居及び営業の拠点として建築したもので、八代当主(幸右衛門)が建築年に因み「丙申堂」と名付けた。主屋を中心に南側は道路に面し薬医門と前蔵、西側に中蔵と奥蔵、北川に小蔵(金庫蔵)を配す。この建物は、明治二十七年の酒田地震を教訓にして建てたと伝えられ、広大な板の間にお架ける梁をトラス状にし大黒柱で支えるなど工夫の跡が見られる。なお、平成八年十二月に主屋、同十一年六月に付属の表門(薬医)、各蔵、板塀、風呂場等が国登録有形文化財となり、まら、同十二年十二月に国指定重要文化財となった。

・国登録有形文化財風間家旧別邸無量公苑 釈迦堂見学

明治四十三年、風間家の別邸として建てられ、主にお客様の接待に使われた。敷地 820 坪、建坪 24 坪、広い日本庭園が特徴。この建物の創建時より「無量光」(黄檗宗の三筆と称せられた木庵の書)の額が掲げてあったので、八代目当主が建物と庭園を含めて「無量光苑」と名付けた。さらに九代目当主が東京帝国大学印度哲学科、常磐大定師より寄贈された石仏釋迦像を安置し、現在の建造物および庭園を含めて「無量光苑 釈迦堂」と命名した。建物は、木造平屋建、妻入、入母屋造、銅板葺で、構造については基本的には非常に良質な杉材を主体としており、丙申堂の小座敷の構造細部に類似している。別邸建築を考える上で非常に貴重な遺構と言われている。

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	☒ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費
	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費
備 考 (按分率等)	令和4年11月1日(火)～3日(木) 京都府南丹市他 合計 72,036 円 1. 運賃及び宿泊費セット料金 65,976 円 2. 宿泊税・駐車料金(ホテル) 200 円×5 人×2 日+4,000 円=6,000 円÷5 人=1,200 円 駐車料金 3,640 円÷5 人=728 円 3. レンタカー燃料費 3,484 円÷5 人=696 円 4. 高速料金 3,410 円÷5 人=682 円 5. タクシー代 10,700 円÷5 人=2,140 円 6. 手土産代(送料含む) 3,070 円÷5 人=614 円			
2022年10月14日 領 収 書 みどり市議会議員 柴崎訓佳 様 ¥65,976- (但し 消費税として 領収しました) 税抜金額 ¥65,976- 消費税等 ¥0-  JTBワールドワイド 桐生店 群馬県桐生市相生町1-124-1 マーケットシティ桐生 電話:0277-55-5381 印刷面を内側に折って保管願います				

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙(白紙等)使用可。



MIYAKO
HOTEL
KYOTO HACHIGO

INVOICE/STATEMENT

Miyako Hotel Kyoto Hachigo

17, Nishikujo-Inmachi Minami-ku,
Kyoto 601-8412, Japan
Tel 075-661-7111 Fax 075-661-7135
miyakohotels.ne.jp/kyoto-hachigo/

お名前
Name

シバサキ リヨシ

様

お部屋番号
Room No.

957

ご人数
No. of Persons

1

ご到着日
Arrival

2022/11/01

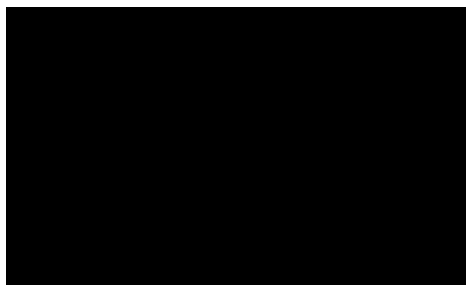
ご出発日
Departure

2022/11/03

ビル番号
Bill No.
1

日付 Date	明細 Description	お部屋番号 Room No.	料金 Charge	入金 Credit	備考 Remarks
11/01	宿泊税	957	200	*	
	宿泊税	from958	200	*	
	宿泊税	from959	200	*	
	宿泊税	from960	200	*	
	宿泊税	from961	200	*	
11/02	宿泊税	957	200	*	
	宿泊税	from958	200	*	
	宿泊税	from959	200	*	
	宿泊税	from960	200	*	
	宿泊税	from961	200	*	
	駐車料	957	4,000		

小計	6,000	0	
ご請求金額	6,000	(内 消費税等:	363)
		(内 宿泊税:	2,000)



発行番号 110388147428 P 1 1 88 TNO
22/11/03 08:43 202

か
や
ぶ
き
の
里
駐
車
券

Kayabuki no Sato Parking Receipt

 普通車 1日 500円

4月-11月 April-November 9:00-17:00

12月-3月 December-March 10:00-16:00



※場内は係員の指示に従ってください。

※場内での事故、災害、盗難等については、一切の責任を負いません。

※駐車料金の一部は、かやぶきの里の景観保存に利用させていただきます。

また保全のため、村内への一般車両の乗り入れはご遠慮ください。

*Please follow the instructions of the staff in the parking.

*We assume no responsibility for accidents, disasters, theft, etc. in the parking.

*A part of the parking fee will be used for the landscape preservation of Kayabuki no Sato.

For the preservation, please do not enter the motor vehicle in the village.

京都・美山・北村かやぶきの里保存

京都府南丹市美山町北

22.11.-2

領収書

毎度ご乗車ありがとうございます。

車両番号 4301号

2022年11月02日

乗車料金

¥1740円

上記の通り正に領収致しました。

日本交通株式会社

京都市南区上鳥羽苗代町43

領収書のお問い合わせは

(075)681-5551

 三井のリパーク

リパーク伏見稲荷北

ご利用ありがとうございました。

またのご利用をお待ちしております。

<http://www.repark.com>

領収書

精算機 #01 A 精算No.000083

車室番号(自動車) 5

入庫時刻 2022年11月 3日(木) 09:20

精算時刻 2022年11月 3日(木) 10:41

駐車料金 A料金 800円

=====

合計 800円

現金入金額 1,000円

釣銭 200円

現金領収金額 800円

No. 02386

普通車 駐車券
タクシー

車両番号	—
入庫時間	*22 11-03 10:58
出庫時間	
基本料金	2時間 ¥600
追加時間	
追加料金	
注意 お帰りの際は必ず本券を 係に提示してください。	

〈営業時間8:30~17:00〉

※裏面をご覧ください。

東寺洛南会館駐車場

☎(075)691-3101(代)

[クレジット売上票] G
加盟店名 MERCHANT
トヨレンタリースキョウトシカンセンゲチ
075-365-0100

ご利用日 DATE 22/11/03 11:58:09
伝票番号 SLIP No 31330

取引内容	支払区分	取扱区分
売上		110

カード会社	有効期限
CARD Co TS3カード	

金額 AMOUNT ¥3,484

合計金額 ¥3,484

TAKEI TOSHIKAZU

ご利用ありがとうございました
またのご来店お待ちしております

00

4f0aa759ec59bf88

INFOX

CUSTOMERS COPY

お客様控え

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 八木本線

お問い合わせは、西日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用にならないお客さまは
06-6876-9031 (通話料有料)

22年11月 2日 16時02分

車種 普通

通行料金 ¥520-
(現金)

—入口料金所— 丹波
通行料金は消費税率10%対象です
西日本高速道路株式会社
大阪府大阪市北区堂島1-6-20
取扱番号211-00031553-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 京都南

お問い合わせは、西日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用にならないお客さまは
06-6876-9031 (通話料有料)

22年11月 2日 16時35分

車種 普通

通行料金 ¥1,310-
(現金)

—入口料金所— 篠本線
通行料金は消費税率10%対象です
西日本高速道路株式会社
大阪府大阪市北区堂島1-6-20
取扱番号222-00581615-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 八木西

お問い合わせは、西日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用にならないお客さまは
06-6876-9031 (通話料有料)

22年11月 2日 9時24分

車種 普通

通行料金 ¥270-
(現金)

通行料金は消費税率10%対象です
西日本高速道路株式会社
大阪府大阪市北区堂島1-6-20
取扱番号4904-04-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領収書

料金所 篠本線

お問い合わせは、西日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用にならないお客さまは
06-6876-9031 (通話料有料)

22年11月 2日 9時11分

車種 普通

通行料金 ¥1,310-
(現金)

—入口料金所— 京都南
通行料金は消費税率10%対象です
西日本高速道路株式会社
大阪府大阪市北区堂島1-6-20
取扱番号205-00190851-00

領収証

車両番号 41号
2022年11月02日
毎度ご乗車ありがとうございます。
(現金・チケット・クーポン・カード)
乗車料金 ¥1580円
運賃料金計 ¥1580円
計 1580円

興進タクシー株式会社

〒601-8344
京都市南区吉祥院蔭絵町32
ご用命は TEL 075-681-4481
お忘れ物は TEL 075-681-4483

クレジットカード売上票
(お客様控)

加盟店名 興進タクシー
TEL 075-681-4481
車両番号 0010
ご利用日 2022/11/01 18:32
端末番号

カード会社
カード番号

有効期限 / 取引内容 / 支払区分
伝票番号 / 処理通番 / 承認番号

商品区分 0910

計 2060円

JAPAN TAXI

領収書

車両番号 0010号
2022年11月01日18:32
毎度ご乗車ありがとうございます。
(現金・チケット・クーポン・カード)
乗車料金 2060円
運賃料金計 2060円
計 2060円

興進タクシー株式会社

〒601-8344
京都市南区吉祥院蔭絵町32
ご用命は TEL 075-681-4481
お忘れ物は TEL 075-681-4483

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。
NO.002
車両番号 京都-330-あ-348号
2022-11-01 20:53
乗車料金

¥3,700-

消費税含む
[車種指定料金 ¥2,000含む]

上記の通り正に領収いたしました。



MKタクシーGroup

エムケイ株式会社
〒601-8432
京都市南区西九条東島町63-1
コールセンター 075-778-4141
(24時間) 0774-53-5489
お忘れ物は 075-555-3132(代)

支払内訳
現金

¥3,700

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。
NO.007
車両番号 京都-330-あ-584号
2022-11-02 21:16
乗車料金

¥1,620-

消費税含む

上記の通り正に領収いたしました。



MKタクシーGroup

エムケイ株式会社
〒601-8432
京都市南区西九条東島町63-1
コールセンター 075-778-4141
(24時間) 0774-53-5489
お忘れ物は 075-555-3132(代)

支払内訳
現金

¥1,620

領収書

無線番号 448 00686
2022年11月01日
毎度ご乗車ありがとうございます。
(現金・チケット・クーポン・カード)
乗車料金 ¥1740円
運賃料金計 ¥1740円

計 1740円

都タクシーグループ
コールセンター

075(661)6611



ひがし都交通(株)

京都市山科区川田土仏16
075(501)8800

領収証

みどり市議会
元和クラブ代表 武井俊一様

No.

金額										
				¥	3	0	7	0	-	

収入

印紙

内訳

但

御礼

現金

4年10月27日 上記正に領収いたしました

小切手

手形

和菓子処 文屋大塚

代表 大塚 隆

〒379-2313 群馬県みどり市笠懸町鹿2553

TEL 0277-76-3960

消費税額等(%)

(様式1)

研修・視察報告書

令和5年1月10日

みどり市議会議長
古田島 和茂 様

広和クラブ代表 武井 俊一

下記のとおり研修・視察が終了したので報告します。

期間	令和4年11月1日(火)～3日(木)
研修・視察先 及び所在地	京都府西京区及び南丹市等
参加者氏名	古田島和茂、武井俊一、杉山英行、新井みゆき、柴崎訓佳
目的	「竹」をテーマに「環境」「社会」「経済」の持続可能な循環を生み出しSDGsの取組を行っている「たけの資料館」の視察や南丹市における観光や体験型農業等の地域創生の取組について学び、今後の当市の施策に活かすことを目的とする。
概要	別紙のとおり
成果・所感	別紙のとおり

※「目的」「概要」「成果・所感」は別途書式に替えることができる。

※「成果・所感」は、参加者全員が記入する。



(様式1)

研修・視察報告書

令和5年1月10日

みどり市議会議長
古田島 和茂 様

みどり市議会議員 柴崎訓佳

下記のとおり研修・視察が終了したので報告します。

期間	令和4年11月1日(火)～3日(木)
研修・視察先 及び所在地	京都府西京区及び南丹市等
参加者氏名	古田島和茂、武井俊一、杉山英行、新井みゆき、柴崎訓佳
目的	「竹」をテーマに「環境」「社会」「経済」の持続可能な循環を生み出しSDGsの取組を行っている「たけの資料館」の視察や南丹市における観光や体験型農業等の地域創生の取組について学び、今後の当市の施策に活かすことを目的とする。
概要	別紙のとおり
成果・所感	放置竹林の間伐した竹を資材にした取り組みを学ぶことにより、「環境」だけでなく、竹の特性を活かした建築工法や竹の多様な活用により「社会」や「経済」にも結びつく事が再発見され、自然と共存していく必要性をあらため認識させられた。又南丹市では、京都市内の観光客を田舎に誘客させるインバウンド政策には、日本の歴史や文化を海外へアピールするための工夫が必要と感じた。「地域DMO」の登録や農山村教育民泊の取り組みについては、観光資源が豊富なみどり市において、学ぶべき点が多いと感じた。みどり市も美山町でのエコツーリズムや農山村教育民泊を研究する必要があると感じた。

※「目的」「概要」「成果・所感」は別途書式に替えることができる。

※「成果・所感」は、参加者全員が記入する。



令和4年度会派行政視察研修についてご報告いたします。
視察調査期日は、令和4年11月1日から3日まで。調査団は、議長・広和クラブ4名、計5名で京都府西京区（たけの資料館）、南丹市等にて調査を行った。

令和4年11月1日(火) たけの資料館視察

京都府西京区の概要

世帯数 64,975 世帯 人口 149,864 人(男 71,199 人、女 78,665 人)

※ R2 年国勢調査

面積 33.44k m²(宅地 8.08k m², 田 2.70k m², 畑 2.26k m², 山林 19.04k m²,

原野 0.01k m², 池沼 0.002k m², 雑種地 1.06k m², 軌道用地 0.30k m²)

※ R 元年版京都市統計書

京都市の西南部に位置し、京都の西の玄関口としての役割を担っている西京区は、昭和 51 年 10 月に桂川を境界線として、右京区から区分して誕生した。京都を代表する河川である桂川が区の東部をゆったりと流れ、西部には嵐山、小塩山などの西山連峰を有する、水と緑、自然が豊かな行政区で、区域の東側は右京区、南区、西側は亀岡市、大阪府高槻市、南側は日向市、長岡京市、大阪府三島郡島本町と接している。

分区当時の西京区の人口は約 9 万人だったが、桂駅を中心とした市街化の進展、洛西ニュータウンの建設、桂坂の住宅開発、桂川右岸における区画整理事業の進展等により、現在は約 6 万 5 千世帯、約 14 万 9 千人(令和 2 年国勢調査)の区民が暮らす市内 4 番目に人口の多い行政区に発展している。

この間、洛西ふれあいの里などの福祉施設、文化、スポーツの拠点となる西文化ウエスティ、桂川地域体育館など、区民の様々な活動を支援する体制が整い、いきいきとしたまちづくりが進められるとともに、阪急洛西口駅や隣接する南区の J R 桂川駅の開設を始め、国道 9 号京都西立体交差事業、京都第二外環状道路の整備など、都市基盤の整備も進められてきた。現在も、阪急洛西口駅付近の高架下空間の有効活用を行う阪急高架下洛西口～桂駅間プロジェクトや、善峰川や新川の改修工事等進められている。又、京都大学桂キャンパス内にナノテクノロジーやバイオ技術などの研究について産学連携をより一層推進する拠点となるローム記念館が平成 17 年 5 月にオープンするとともに、京大桂川ベンチャープラザも整備され、最先端の研究の事業化を促進し、起業家の支援や産学共同研究の場となることを目指す「桂イノベーションパーク構想」の推進が図られた。一方で、野菜づくりを中心とした都市型近郊農業が盛んで、全国的に有名なたけのこや柿のほか、なすの収穫量も市内で最多となっている。また、大原野では花き団地作り、花苗などの生産が行われている。

○竹の取り組み

現在、SDGsの取り組みの一環として、各自治体において“竹”をテーマに「環境」・「社会」・「経済」の持続可能な循環を生み出していこうという取り組みがされている。

1 環境保全・2 地域振興・3 産業振興等

長年放置された竹林は広葉樹林の浸食、土砂災害、景観悪化など様々な環境問題を引き起こす原因となっている。地域による放置竹林の間伐作業や間伐した竹を資材として利用し、観光誘客や都市部からの関係人口の拡大、地域の世代間交流と環境意識の向上、コミュニティビジネス等に取り組まれている西京区のたけの資料館を視察した。

(1) 資料館の概要

たけの資料館は、鉄筋コンクリート造数寄屋の平屋建で、約 450 m²(約 140 坪)。館内は、展示室、会議室、事務室等があり、お茶室と茶庭が隣接している。展示壁面には京銘竹が陳列されている。京銘竹とは、京都で生産される建築用や装飾品用などに用いられる伝統的工芸品で、白竹、ゴマ竹、図面角竹および亀甲竹角竹など、珍しい京都特産の京銘竹が展示されている。

又館内では、竹の素顔、竹の特徴、竹の使われ方など詳しくされており、歴史的な背景や竹の珍しい生理・生態・特に開花現象など、竹の特性や不思議さもわかりやすく伝えている。竹類は、ある一定の周期で開花・結実するが、その周期は何十年、何百年という期間であるため、竹の開花・結実や竹の種が見られるのは貴重である。

竹林は、地震の時に安全な逃げ場になると言われてきたが、竹林の土から掘り出した地下茎も展示されていた。

(2) 竹の特性

- ・京都府向日市森本の長岡京(784~794)の遺跡から発掘された竹の排水溝が展示されており、歴史的に貴重な資料である。竹は、マダケと推定されている。
- ・第二次大戦中に建設された京都市西京極運動場スタンドの竹筋コンクリートが展示されている。竹筋コンクリートは、橋の建設や船の建造などにも使われたとのこと。竹はとても強く、鉄筋の役割として使用されていた。
- ・アメリカの発明王トーマス・アルファ・エジソンが 1890 年に世界で初めて京都八幡のマダケを使って、作成に成功した竹フィラメントによる電球が世界中広まった貴重なひとつが展示されている。

(3) 竹垣と空間

竹文化の一つに伝統的な竹垣があり、現在では一般家庭の狭い空間を巧みに活用した様々な竹垣が設置されている。竹垣の多くは、例えば建仁寺、金閣寺、銀閣寺、また光悦寺の名称で製作されている。

令和4年11月2日(水)

◎京都府南丹市の概要

面積 616.40k m² 山林 54,000ha(市域の88%が丹波山地)

人口 31,058人(2022.10.1現在)

議員 20名 議会構成 3常任委員会、議会運営委員会、広報広聴委員会

ICT小委員会

(1)町の概要

南丹市は、京都府中部の丹波地方にある市で、面積は、隣接する京都市に次いで府内第2位である。2006年1月1日に舟井郡園部町・八木町・日吉町、北桑田郡美山町が合併して誕生となる新市の発足で、南丹市の後には2007年に木津川市が発足する。

南丹とは、「丹波の南部」が語源で、南丹市内における市役所以外の施設として京都府の機関でもある南丹保健所や南丹広域振興局や京都府立南丹高等学校は亀岡市内にある。

市域は東西に長く、京都府を南北に区切るような形をしている。三国山(959m)山麓の由良川源流域には、京都大学芦生研究林の広大な自然林が広がる。

平成22年国勢調査より前回調査からの人口増減をみると、4.13%減の35,220人であり、増減率は府下26市町村中15位、36行政区域中24位である。又隣接自治体・行政区として、福井県・滋賀県・大阪府・兵庫県の自治体と接している。4つの都道府県と接する自治体は、南丹市以外は、岐阜県の高山市と埼玉県秩父市のみである。この内、当市と能勢町・高島市の境を超える道路は無い。

※生見天満宮・・・菅原道真の存命中の創建とされ、これをもって「生見天満宮」と称し「日本最古の天満宮」であるとしている。

(2)南丹市の地域創生の取り組み

南丹市地域創生戦略4つの基本目標

- ① しごとの創出・・・起業の支援、人材の育成、サテライトオフィス、就職支援、テレワーク、新たな地域ビジネス、ジビエの活用
- ② 人の流れの増幅・・・定住人口の拡大、交流人口の拡大、空き家の発掘、マッチング、集落の教科書、森の京都、育樹祭、国定公園、電子スタンプ、龍の森プロジェクト、観光交流施設の整備
- ③ 若い世代の夢・・・結婚・出産・子育ての支援・大学等の連携推進
- ④ 地域づくり・・・地域活性化、市民協働、地域運営組織、小さな拠点、地域おこし

協力隊

- ・地域おこし協力隊・・・H27 年度 4 人、H28 年度 4 人、H29 年度 3 人、H30 年度 2 人、現在 5 人
- ・京都美山 X キャンプ、写真、お試し田舎暮らし、狩猟、古民家シェアハウス、農業、空き家活用アートギャラリー

(3)美山町の「自然」

京都府中部の中山間にある南丹市美山町は古くから屋根の高い茅葺民家が多くあり、平成 5 年(1993)年には北集落にある「かやぶきの里」が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたほどの美しい景観をつくり出している。林業が盛況だった時代にはその経済力を背景に料理旅館などもおおくあり、昭和 30 年(1955)年ころ人口は 10,000 人を超えていたが、林業の衰退とともに経済は活力を失い、現在は人口も 4,000 人を切るようになった。そんな状況乗り越えるため、町は昭和 53(1978)年から長期のまちづくり計画を進めてきた。地域経済力の低下は一端歯止めがかかり観光客の年間入り込み数減少は回復し、平成 15(2003)年には年間 71.6 万人にまで拡大したが、そこから 10 年間は再び低下が始まった。それでも平成 24(2012)年の 58 万人を下止まりとして平成 28(2016)年時点では 89.6 万人まで増加している。その一つのきっかけが、台湾などを中心とした海外からの観光客の増加にあった。その効果を高めるため協会は海外での誘致活動を開始し、それが一般の観光客だけでなく農山村教育民泊という、主に中高生向け教育民泊プログラムにつながっている。

(4)「観光まちづくり」を地域づくりの突破口に

美山町は新しい観光まちづくり組織の設立にあたり、既存の美山町観光協会、丹波市美山エコツーリズム推進協議会を新組織内に統合し、「地域 DMO」を選択した。「歴史、自然と文化が融合した風致と、共助の仕組みやコミュニティが息づく地域特性を生かした観光づくりを行う」を組織のテーマに掲げ、美山町での観光スタイルを「暮らすように旅をする」と定義した。実績あるエコツーリズムの手法を生かし、地域の宝(人、自然、文化、歴史など)を守り生かしながら、地域経済が循環できるまちづくりを目指している。今後の目標として、延べ宿泊者数を平成 29(2017)年度 2 万 2,735 泊から、平成 33(2021)年度までに 4 万泊へ、訪日外国人観光宿泊客数を同 4,649 泊から 1 万泊へと伸ばすことを掲げている。

※「地域 DMO」：官民の幅広い連携によって観光地域づくりを推進する法人を指す。観光地域としての魅力を高めるために様々な組織が一体となり、マーケティング・マネジメントやブランディング、商品造成、プロモーションなどを行い、観光客を誘致することで、地域経済の活性化を図ることが DMO の主な目的。DMO は欧米の観光先進国を中心に発展してきたが、2007 年に世界観光機構「UNWTO」がその枠組みを定義したことで世界的に認知されるようになった。一方、日本では 2015 年に「日本版 DMO 候補法人登録制

度」が創設されたことが始まり。

※美山町がUNWTO（国連世界観光機構）の「ベストツーリズム・ビレッジ」の認証を受ける。「ベストツーリズム・ビレッジ」は、地域コミュニティの伝統と遺産を保全するため、観光の強みを活かした地域からの優良事例を求めるべく、持続可能な循環な開発目標（SDGs）に沿って、地域において革新的で斬新な観光事業を実施する地域を見つけ出す取り組み。

この取組の応募要件は、1.人口 15,000 人以下、2.農業、林業、畜産業、漁業等を行っている、3.地域コミュニティの価値観やライフスタイルを保持する取組を行っているというもので、美山町は、各国選抜された 174 地域から SDGs に関連する各分野で評価を受け、世界で選抜された 44 地域の一つとして選定された。認証の有効期限は 3 年間。更新も可能とされており、認定のロゴを使用した広報活動が認められるとともに、UNWTO からの支援と情報発信により世界的な認知度の向上が期待される。

(5)新しい宿泊の形を探る事業づくり

「農山村教育民泊」を新しい宿泊事業の核に

今、本協会が期待をかけて取り組んでいるのが教育民泊です。この事業は平成 27(2015)年に京都府などが支援する京都丹波「食と森の交流の都」プロジェクト事業（＜一社＞京都丹波・食と森の交流協議会）の受け入れから始まった。教育民泊は「宿泊業」とは異なり、京都府や保健所とともにルールを作り、子どもたちを受け入れる事を目的としている。そこで教育活動として子どもたちに農村の生活体験を提供することと、共同調理を行うことが条件となっている。一般の農家などが自宅を使って行うもので、最初は尻込みしていた家庭も、受け入れが始まると子どもたちとの触れ合いや、生活文化の伝承などの交流が楽しい時間の創出となり、大きな喜びへとつながるようになった。

・訪日外国人の増加が新しい取り組みを後押し

近年、この事業に海外からの受け入れが加わり、大きなウエイトを占めつつある。その口火をきったのが台湾でした。台湾からの観光客は 6 年くらい前から増えはじめ、南丹市美山エコツーリズム推進協議会などの PR 活動もあって順調に伸び、それが教育民泊にも発展した。現在はさらに発展し「宿泊業」としての農家民泊開業者の増加にもつながっている。海外からの観光客増加と、それに後押しされた民泊や民宿による収入増は、これからの地域経済の新しい核になると期待されている。

小さな町が生き残るには、他人の後ろを着いて行くのでは勝てない。先行投資をして、他がやっていないことに取り組まなければならない。今後は欧米オーストラリアなどにも展開を目指すとのこと。

○現状と課題

美山町は、かやぶきの里北集落や芦生の森、清冽な流れの由良川や大野ダムなどの新・旧

の文化遺産や自然に恵まれ、今や都市住民の郷愁を呼ぶ稀有な存在として人気を呼んでいる。しかし、その多くは、大人数が名所、景勝地を訪れる旅行形態であり、滞在期間は短いものになって「いる。美山町は各地に恵まれた観光資源が存在するが、そこに暮らす人にとっては自然や文化財は、すべて日常の当たり前のことであって、価値観形成が不十分なため、利活用への道筋や住民の自覚や意欲を開拓しきれていませんでした。そのため、都市住民のニーズが把握できず、リピーターの獲得や新たな誘客ルートの創出に課題を残してきた。こうした現状を踏まえ、

1. エコツーリズムに対する住民や事業者などの理解と関心向上
2. 自然・文化財・生活文化等町内に存在する有形無形の宝物の発見と保全や価値観の醸成
3. 観光客に対するエコツーリズムの意義の伝達
4. インタープリター(エコツアーガイド)の養成と人材発掘
5. エコツアープログラムの開発
6. 環境パトロールの強化とボランティア集団の結成

など命題を課題としてその実現を目指し活動していく。

令和4年11月3日(木) 京都市周辺視察

○「世界文化遺産」登録 東寺（五重塔に学ぶ建築術）

・倒れない五重塔の仕組み

東寺の棟は創建以来、四度の焼失を経ているが、地震により倒壊したという記録は見当たらない。これは五重塔の塔身が各層ごとに、軸部・組み物・軒を組み上げ、これを最上部まで繰り返す積み上げ構造になっていて、木造同士も切り組や単純な釘打ち程度で、緊結されていない柔構造となっている。したがって、地震のエネルギーは接合部で吸収され、上層へ伝わるにつれて弱くなるとともに、下と上の層が互い違いに振動することになる。柱も各層では短いため、倒れようとする力よりは元に戻ろうとする復元力の方が大きいので、地震に強いと考えられる。

・現代にも生きている建築技法

この五重塔の建築構造は、新しくできたスカイツリーを設計する際に、この制振構造の一つとして取り組まれている。実は東京スカイツリーにも中心に心柱となる鉄筋コンクリート造の円筒が建てられており、外周部を囲む鉄骨造の塔体と構造的に分離させている。645mという破格の高さの構造物を造るにあたり、この新しい制振構造が採用された。

(様式 4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	<table border="0"><tr><td>☐ 調査研究費</td><td>☒ 研修費</td><td>☐ 広報費</td><td>☐ 広聴費</td></tr><tr><td>☐ 要請・陳情活動費</td><td>☐ 会議費</td><td>☐ 資料作成費</td><td>☐ 資料購入費</td></tr></table>	☐ 調査研究費	☒ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費
☐ 調査研究費	☒ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費						
☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費						
備 考 (按分率等)	令和 4 年 4 月 19 日 (火) 新人からベテランまで自治体議会特別セミナー 受講料 7,000 円								
領収書裏面添付									

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は 2 枚目以降の別紙 (白紙等) 使用可。

領 収 書

柴崎 剣佐 様

金 7,000 円

上記正に領収いたしました。
ただし、「自治体議会特別セミナー」受講料として。
テキスト代 2,000 円を含む。

令和 4 年 4 月 19 日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木 54-5）

代表 高 沖 秀 宣 (印)

○

○

(様式1)

研修・視察報告書

令和4年4月28日

みどり市議会議長
古田島 和茂 様

みどり市議会議員 柴崎訓佳

下記のとおり研修・視察が終了したので報告します。

期間	令和4年4月19(火)
研修・視察先 及び所在地	新人からベテランまで自治体議会特別セミナー in 前橋!! 《議員の資質向上と議会運営の基本》 群馬県勤労福祉センター 第4会議室
参加者氏名	柴崎 訓佳
目的	地域を活性化させるために、二元代表制の下、特に重要な「議員の資質の向上」と「議会運営の基本」について学ぶ。
概要	別紙のとおり
成果・所感	議会の存在意義として、憲法第93条の規定を根拠として、地方公共団体には、その議事機関として議会が設置され、「地方公共団体の長」よりも先に「議会」のことが規程されており、「首長」よりも「議会」の方が優位であることから責任の重さを再認識した。又議会の最大の権限といえる条例制定・改廃権、予算決定権を有効に活用する「二元代表制」の役割の重要性を再認識することができる研修であった。 他別紙のとおり

※「目的」「概要」「成果・所感」は別途書式に替えることができる。

※「成果・所感」は、参加者全員が記入する。



新人からベテランまで自治体議会特別セミナーin 前橋!!

本セミナーは、地域を活性化させるために、二元代表制の下、日々尽力されている自治体議会議員と市民・議会事務局職員のための「学びの場」です。

特に新人議員等やる気のある議員が議会活動・議員活動を行う上で、特に重要な「議員の資質向上」と「議会運営の基本」について講義します。どうぞ群馬地域の自治体の新人議員等議会関係者の御参加をお待ちしております。

2022（令和4）年4月19日（火）

13：30～16：00（2時間半）

《議員の資質向上と議会運営の基本》

記

◎日時：2022（令和4）年4月19日（火）13：30～16：00（2時間半）（13時から受付）

◎会場：群馬県勤労福祉センター 第4会議室
前橋市野中町361番地2 tel 027-263-4111

◎受講料：7,000円（議員）、4,000円（市民・職員）（当日払）（テキスト代2,000円含む）

◎講師：自治体議会研究所 代表 高 沖 秀 宣
（議会事務局研究会共同代表、元三重県議会事務局次長）
（1953年三重県生れ、京都大学法学部卒。2002年4月から三重県議会事務局で、
政策法務監・政務調査課長・企画法務課長・総務課長・次長を歴任。
著書『自治体議会改革講義』（東京法令出版、2018年）をテキストに使用（当日配付）
（プログラム）

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1 議員の資質向上の在り方 | 2 「二元代表制」における議会活動 |
| 3 議会運営の基本 | 4 議員力・議会力の強化 |

◎申込方法：下記の mail 又は電話にて、所属議会名、氏名、連絡先をお知らせください。
（参加者・講師はマスク着用。消毒、3密には十分留意して実施予定。）

◎申込み・問合せ先：自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木545）（代表：高沖秀宣）
mail: soukon830@yahoo.co.jp、電話：090-4116-4501（9時～19時）

2022年4月19日

講師：自治体議会研究所

代表 高沖秀亘

プロフィール

1953年三重県生まれ。京都大学法学部卒。1979年三重県庁入庁後、2002年4月～2011年3月三重県議会事務局にて、政策法務監、政務調査課長、企画法務課長、総務課長、次長を就任。2014年3月三重県庁を退社。同年4月～三重県地方自治研究センター上席研究員。同年1月～議会事務局研究会共同代表。著書に、『「二元代表制」に惹かれて』『議会事務局はここまでできる!!』

I. 議会改革とは

- 1) 憲法第93条の規定を根拠として、地方公共団体には、その議事機関として議会が設置されている。憲法では、「地方公共団体の長」よりも先に「議会」のことが規程されていて、その重要性は、「首長」よりも「議会」の方が優位とも捉えることができる。
- 2) 議会は何のためにあるのか？少なくとも議会には首長の独善・偏向・暴走を防ぎ、防波堤の役目は期待されているが、議会の在り方については、住民としては改めて問いかけていかなければならない重要問題である。
- 3) 2017年（平成29）年6月に高知県大川村で人口減少に伴い「議会廃止の検討」が始まった。総務省でも「町村議会のあり方に関する研究会」が設置され、小規模議会の在り方が議論され、2018年（平成30）年3月にその報告書が公表された。それによると、現行議会制度の他に、「集中専門型議会」と「多数参画型議会」の新たな議会制度には、今後解決すべき課題も多く、慎重で十分な検討が必要。

II. 二元代表制

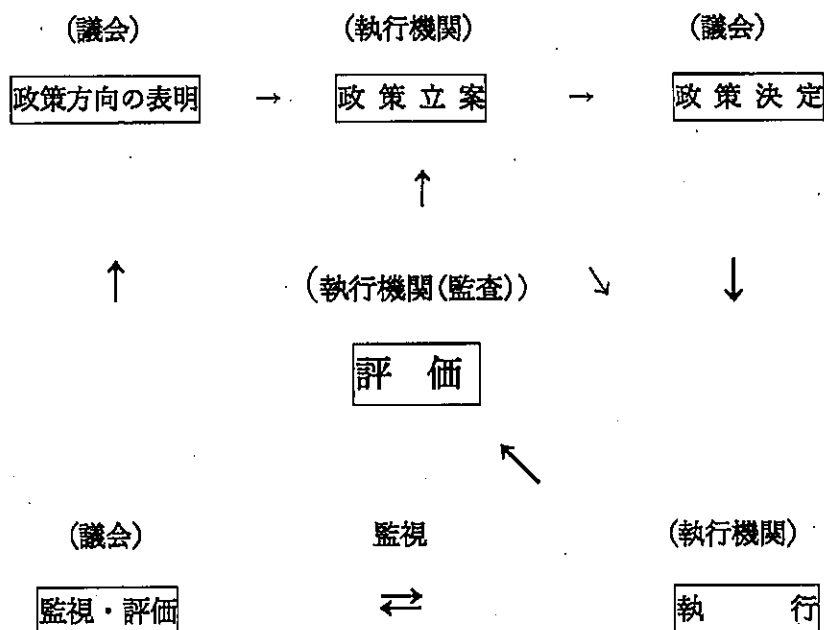
- 1) 憲法第93条第2項は、議事機関である議会及び執行機関である知事・市長などが、住民による直接選挙を通して住民の意思を反映する仕組み—いわゆる二元代表制—を探ることを要求しているが、首長にかなり強い権限を認める一方で、議会の権限は限定的に列挙するやり方となっている。
- 2) 日本の地方自治制度は、首長に権限が集まる強首長制を採っている。しかし、議会にも大きな権限が与えられているが、十分にその権限を使い切っていないのが現状であり、議会にその責任があるとも言えるのではないか。
- 3) 「二元代表制」と「二元的代表制」の二つの用語は、憲法上は「二元代表制」が要請されているが、地方自治法上の制度は「二元的代表制」的な運用がされていると理解できる。

○二元代表制における新しい政策サイクル

2005（平成17）年3月に三重県議会が公表した「二元代表制における議会の在り方検討会」最終報告書では、中長期的な視点に立った新しいシステムの構築（政策サイクル）を提案した。

執行機関限りの「政策立案（plan）－執行（Do）－評価（See）」サイクルと、もう一つ別次元のサイクルとして、「議会による政策方向の表明(plan)→政策決定(Decide)→執行の監視・評価(Do-See)→次の政策方向の表明(plan)」があるとした。

中長期的な視点に立った新しいシステムの構築（政策サイクル）



Ⅲ 議会基本条例

○議会基本条例の意義

- 1) 議会基本条例は、自治体の意思決定における議会の役割を、自治ルールとして議会・執行機関・住民の三者が共有するもの。制定しただけでは意味がなく、制定してからが議会改革のスタートであり、制定後に様々な改革や実践を行って初めて制定の意義がある。
- 2) 地方自治法は、議会の政策形成や政策立案に関しては規定がなく、また、議会への住民参加についても十分ではないので、二元代表制を実践していく上で、実際に議会を活性化させるための事項を定める必要性の面からも議会基本条例制定の意義はある。

- 3) 議会基本条例の制定に当たっては、①抽象的ではなく制定後の実践につながる規定、②議会の政策形成機能の強化を図る。③議員相互の討論を通じて多面的な検討を行う体制、④住民や外部有識者等の意見を吸収し、開かれた議会の実践等が重要な点である。

※現在制定されている基本条例については、①理念型、②基本事項型、③改革推進型、④総合型に分けることができる。このうち、④の総合型条例には、議会運営の原則、議員活動の原則、議会の情報公開・説明責任、議会に対する住民参加、議会と執行機関の関係、議会の組織と審議、議員の政治倫理・研修、議会事務局の役割などの事項を定めることが考えられる

○制定に当たってのポイント

- i) 抽象的な規定で満足せず制定後の実践につながる規定にすること。
- ii) 議会の政策形成機能の強化を図る内容にすること。
- iii) 議員相互の討論を通じて多面的な検討を行う体制をつくること。
- iv) 住民や外部有識者等の意見を吸収し、開かれた議会を実践すること。

○議会力と議員力

「議会力」と「議員力」という用語は、松阪市議会基本条例で初めて使用されたと認識しているが、同条例の逐条解説では、以下のように規定されている。

「議員力」とは、市民の立場から様々な問題点や課題を捉え、それらを解決さうるために備えておくべき議員としての能力、すなわち、審議能力、監視能力、政策能力、政策形成、政策立案能力などをいう。

「議会力」とは、二元代表制の一翼を担う議会として、市民の負託と信頼に応えていくために備えておくべき機能、すなわち、意思決定機関としての機能並びに執行機関に対する監視機能、政策形成機能、政策立案機能など、原則的かつ総合的機能をいう。

なお、松阪市議会は基本条例で明確に「議会力」という用語が規定されているが、他の議会でも例えば、堺市議会では「議会力向上会議」、千葉市議会では「議会向上会議」というように、議会基本条例に基づいて「議会」力の向上を目指した取り組みが幾つか見られる。

○二元代表制

議会基本条例が自治体議会に登場した2006(平成18)年当時は、「二元代表制」という用語は、法律用語や条例用語にもなることもなく、一部の議会関係者の間で聞かれる用語であった。しかしながら、議会改革を進めていく上ではこの用語を議会基本条例に規定することは大きな意義があるとして、三重県議会は同年、都道府県議会では最初に議

会基本条例上初めて用いたという経緯がある。

○初期の議会基本条例は全面改正を

今この時期に、いちまでも 10 年前に登場した初期の議会基本条例が要請される。先陣を切った栗山町議会基本条例や三重県議会基本条例は、是非全面改正を行い、新しい議会改革の時代に対応すべきであると思われる。

IV. 戦略的な議会運営

○通年性議会

- 1) 議会の役割の一つに首長等執行機関の監視役があるが、執行機関が年中事業執行しているから、議会の会期も通年制として監視役に徹するべきではないか。
- 2) 議会基本条例を制定し、それに基づき議会主導の自治体運営を行っていくためには、「戦略的な議会運営」を考えると「つゆ年会規制」は至極当然のことと考えられる。
- 3) 通年制議会は、執行機関側からの反対も予想され、会期日数の増加は、議会事務局職員の負担増にもつながる。
- 4) 通年会期制を導入しているのは、3 県、27 市、45 町村程度で、余り導入が進んでいない。
- 5) 地方自治法上は訴えの提起の場合には議会の議決が必要であるが、「議会を招集する時間的余裕があった」にもかかわらず、長が専決処分を行った事例もあることから、首長の暴挙を許さないためにも通年制議会の導入を考えるべきである。
- 6) 会期が通年化すると、委員会等での審議時間が十分確保できるので審議の質の向上が期待でき、政策提言など行政監視機能や政策提案機能の拡大につながり、公聴会の活用ができて議会への住民参加が進む可能性が高まる。

○予算・決算審議

- 1) 予算案は一つの議案であるので、分割付託せずに予算常任委員会を設置して全議員が審議し、同時に決算委員会での審議の結果を翌年の当初予算に反映すべきである。
- 2) 予算の審議においても、参考人や公聴会制度を戦略として活用し、住民意見を反映すべきである。

○議員間討議・自由討議

- 1) 議員間討議・自由討議の意義は、議会としての合意形成を図るところにあり、積極的に政策立案・政策提言を行ってこそ議会の役割が果たせる。
- 2) 議員間(自由)討議の実地状況は、市議会レベルではわずか 3 分の 1 程度であり、本会議での実施は少なく、大半が委員会での実施であるが、戦略的な議会運営を行うため

には、是非とも活用すべきである。

V. 議員に求められる役割・資質

- 1) 議員に求められる役割としては、①選挙で選出され、②一般職ではなく特別職であり、③議会活動を担い、④議員報酬が支給される等々が前提となっている。
- 2) 自治体議会については、多様な層の幅広い住民が議員として議会に参加すべきであるとの意見が多いが、これは社会学的代表の考え方を重視するものである。
- 3) 議員に求められる資質として「専門性」があるが、これは地域の政策課題を的確に把握し、必要な情報収集を行いながら、議会において政策提言・政策立案を行うことや、合議体の議会において意見集約し、合意を得るための調整能力等も専門性に含める考え方もある。

2022年4月19日
講 師：自治体議会研究所
代表 高沖秀亘

プロフィール

1953年三重県生まれ。京都大学法学部卒。1979年三重県庁入庁後、2002年4月～2011年3月三重県議会事務局にて、政策法務監、政務調査課長、企画法務課長、総務課長、次長を就任。2014年3月三重県庁を退社。同年4月～三重県地方自治研究センター上席研究員。同年1月～議会事務局研究会共同代表。著書に『「二元代表制」に惹かれて』『議会事務局はここまでできる!!』

I. 議会改革とは

- 1) 憲法第93条の規定を根拠として、地方公共団体には、その議事機関として議会が設置されている。憲法では、「地方公共団体の長」よりも先に「議会」のことが規程されていおて、その重要性は、「首長」よりも「議会」の方が優位とも捉えることができる。
- 2) 議会は何のためにあるのか？少なくとも議会には首長の独善・偏向・暴走を防ぎ、防波堤の役目は期待されているが、議会の在り方については、住民としては改めて問いかけていかなければならない重要問題である。
- 3) 2017年（平成29）年6月に高知県大川村で人口減少に伴い「議会廃止の検討」が始まった。総務省でも「町村議会のあり方に関する研究会」が設置され、小規模議会の在り方が議論され、2018年（平成30）年3月にその報告書が公表された。それによると、現行議会制度の他に、「集中専門型議会」と「多数参画型議会」の新たな議会制度には、今後解決すべき課題も多く、慎重で十分な検討が必要。

II. 二元代表制

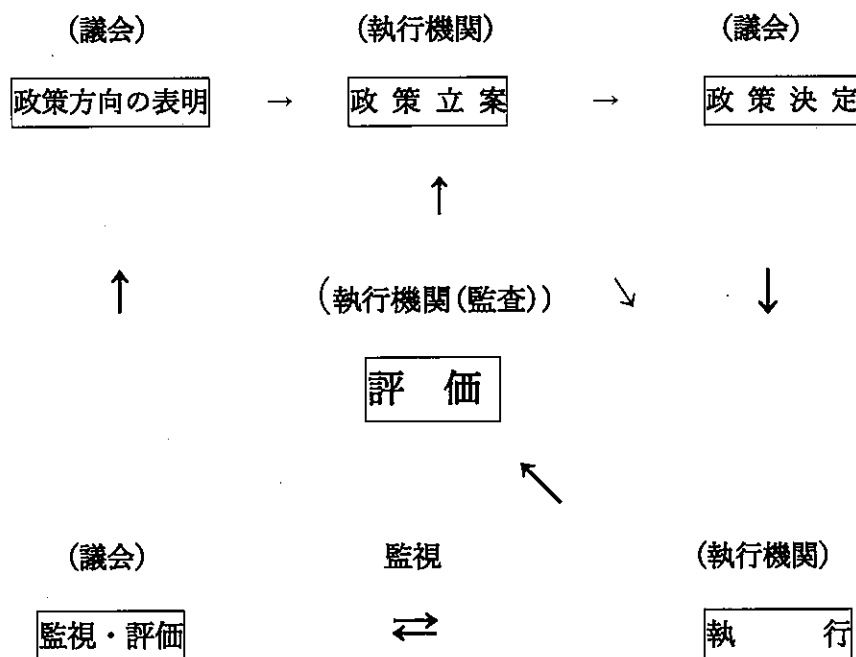
- 1) 憲法第93条第2項は、議事機関である議会及び執行機関である知事・市長などが、住民による直接選挙を通して住民の意思を反映する仕組み—いわゆる二元代表制—を探ることを要求しているが、首長にかなり強い権限を認める一方で、議会の権限は限定的に列挙するやり方となっている。
- 2) 日本の地方自治制度は、首長に権限が集まる強首長制を採っている。しかし、議会にも大きな権限が与えられているが、十分にその権限を使い切っていないのが現状であり、議会にその責任があるとも言えるのではないか。
- 3) 「二元代表制」と「二元的代表制」の二つの用語は、憲法上は「二元代表制」が要請されているが、地方自治法上の制度は「二元的代表制」的な運用がされていると理解できる。

○二元代表制における新しい政策サイクル

2005（平成17）年3月に三重県議会が公表した「二元代表制における議会の在り方検討会」最終報告書では、中長期的な視点に立った新しいシステムの構築（政策サイクル）を提案した。

執行機関限りの「政策立案（plan）－執行（Do）－評価（See）」サイクルと、もう一つ別次元のサイクルとして、「議会による政策方向の表明(plan)→政策決定(Decide)→執行の監視・評価(Do-See)→次の政策方向の表明(plan)」があるとした。

中長期的な視点に立った新しいシステムの構築（政策サイクル）



Ⅲ 議会基本条例

○議会基本条例の意義

- 1) 議会基本条例は、自治体の意思決定における議会の役割を、自治ルールとして議会・執行機関・住民の三者が共有するもの。制定しただけでは意味がなく、制定してからが議会改革のスタートであり、制定後に様々な改革や実践を行って初めて制定の意義がある。
- 2) 地方自治法は、議会の政策形成や政策立案に関しては規定がなく、また、議会への住民参加についても十分ではないので、二元代表制を実践していく上で、実際に議会を活性化させるための事項を定める必要性の面からも議会基本条例制定の意義はある。

- 3) 議会基本条例の制定に当たっては、①抽象的ではなく制定後の実践につながる規定、②議会の政策形成機能の強化を図る。③議員相互の討論を通じて多面的な検討を行う体制、④住民や外部有識者等の意見を吸収し、開かれた議会の実践等が重要な点である。

※現在制定されている基本条例については、①理念型、②基本事項型、③改革推進型、④総合型に分けることができる。このうち、④の総合型条例には、議会運営の原則、議員活動の原則、議会の情報公開・説明責任、議会に対する住民参加、議会と執行機関の関係、議会の組織と審議、議員の政治倫理・研修、議会事務局の役割などの事項を定めることが考えられる

○制定に当たってのポイント

- i) 抽象的な規定で満足せず制定後の実践につながる規定にすること。
- ii) 議会の政策形成機能の強化を図る内容にすること。
- iii) 議員相互の討論を通じて多面的な検討を行う体制をつくること。
- iv) 住民や外部有識者等の意見を吸収し、開かれた議会を実践すること。

○議会力と議員力

「議会力」と「議員力」という用語は、松阪市議会基本条例で初めて使用されたと認識しているが、同条例の逐条解説では、以下のように規定されている。

「議員力」とは、市民の立場から様々な問題点や課題を捉え、それらを解決さうために備えておくべき議員としての能力、すなわち、審議能力、監視能力、政策能力、政策形成、政策立案能力などをいう。

「議会力」とは、二元代表制の一翼を担う議会として、市民の負託と信頼に応えていくために備えておくべき機能、すなわち、意思決定機関としての機能並びに執行機関に対する監視機能、政策形成機能、政策立案機能など、原則的かつ総合的機能をいう。

なお、松阪市議会は基本条例で明確に「議会力」という用語が規定されているが、他の議会でも例えば、堺市議会では「議会力向上会議」、千葉市議会では「議会向上会議」というように、議会基本条例に基づいて「議会」力の向上を目指した取り組みが幾つか見られる。

○二元代表制

議会基本条例が自治体議会に登場した2006(平成18)年当時は、「二元代表制」という用語は、法律用語や条例用語にもなることもなく、一部の議会関係者の間で聞かれる用語であった。しかしながら、議会改革を進めていく上ではこの用語を議会基本条例に規定することは大きな意義があるとして、三重県議会は同年、都道府県議会では最初に議

会基本条例上初めて用いたという経緯がある。

○初期の議会基本条例は全面改正を

今この時期に、いちまでも 10 年前に登場した初期の議会基本条例が要請される。先陣を切った栗山町議会基本条例や三重県議会基本条例は、是非全面改正を行い、新しい議会改革の時代に対応すべきであると思われる。

IV. 戦略的な議会運営

○通年性議会

- 1) 議会の役割の一つに首長等執行機関の監視役があるが、執行機関が年中事業執行しているから、議会の会期も通年制として監視役に徹するべきではないか。
- 2) 議会基本条例を制定し、それに基づき議会主導の自治体運営を行っていくためには、「戦略的な議会運営」を考えると「つゆ年会規制」は至極当然のことと考えられる。
- 3) 通年制議会は、執行機関側からの反対も予想され、会期日数の増加は、議会事務局職員の負担増にもつながる。
- 4) 通年会期制を導入しているのは、3 県、27 市、45 町村程度で、余り導入が進んでいない。
- 5) 地方自治法上は訴えの提起の場合には議会の議決が必要であるが、「議会を招集する時間的余裕があった」にもかかわらず、長が専決処分を行った事例もあることから、首長の暴挙を許さないためにも通年制議会の導入を考えるべきである。
- 6) 会期が通年化すると、委員会等での審議時間が十分確保できるので審議の質の向上が期待でき、政策提言など行政監視機能や政策提案機能の拡大につながり、公聴会の活用ができて議会への住民参加が進む可能性が高まる。

○予算・決算審議

- 1) 予算案は一つの議案であるので、分割付託せずに予算常任委員会を設置して全議員が審議し、同時に決算委員会での審議の結果を翌年の当初予算に反映すべきである。
- 2) 予算の審議においても、参考人や公聴会制度を戦略として活用し、住民意見を反映すべきである。

○議員間討議・自由討議

- 1) 議員間討議・自由討議の意義は、議会としての合意形成を図るところにあり、積極的に政策立案・政策提言を行ってこそ議会の役割が果たせる。
- 2) 議員間(自由)討議の実地状況は、市議会レベルではわずか 3 分の 1 程度であり、本会議での実施は少なく、大半が委員会での実施であるが、戦略的な議会運営を行うため

には、是非とも活用すべきである。

V. 議員に求められる役割・資質

- 1) 議員に求められる役割としては、①選挙で選出され、②一般職ではなく特別職であり、③議会活動を担い、④議員報酬が支給される等々が前提となっている。
- 2) 自治体議会については、多様な層の幅広い住民が議員として議会に参加すべきであるとの意見が多いが、これは社会学的代表の考え方を重視するものである。
- 3) 議員に求められる資質として「専門性」があるが、これは地域の政策課題を的確に把握し、必要な情報収集を行いながら、議会において政策提言・政策立案を行うことや、合議体の議会において意見集約し、合意を得るための調整能力等も専門性に含める考え方もある。

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☒ 広報費	☐ 広聴費
	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費
備 考 (按分率等)	文書通信費 72,515 円 ※上限 72,000 円			

領収書

様

[別納引受]
区内特別基 (定) 13.5g
@73 112通 ¥8,176

小 計 ¥8,176
郵便物引受合計通数 112通
課税計 (10%) ¥8,176
(内消費税等 ¥743)
非課税計 ¥0

合計 ¥8,176
お預り金額 ¥10,176
おつり ¥2,000



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年 1月16日 14:53
発行No. 230116A8988 端N47箱01
連絡先: 大間々郵便局
TEL:0570-943-360

領収書

様

[別納引受]
区内特別基 (定) 20.5g
@73 202通 ¥14,746

小 計 ¥14,746
郵便物引受合計通数 202通
課税計 (10%) ¥14,746
(内消費税等 ¥1,340)
非課税計 ¥0

合計 ¥14,746
お預り金額 ¥20,000
おつり ¥5,254



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年 2月 7日 13:41
発行No. 230207A6012 端N25箱01
連絡先: 藪塚本町郵便局
TEL:0277-78-2131

領収書

様

[別納引受]
区内特別基 (定) 16.0g
@73 669通 ¥48,837

小 計 ¥48,837
第一種定形 20.5g
@84 9通 ¥756

小 計 ¥756
郵便物引受合計通数 678通
課税計 (10%) ¥49,593
(内消費税等 ¥4,508)
非課税計 ¥0

合計 ¥49,593
お預り金額 ¥50,000
おつり ¥407



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年 2月13日 10:57
発行No. 230213A0190 端N47箱01
連絡先: 大間々郵便局
TEL:0570-943-360

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙(白紙等)使用可。

しばき

柴崎のりよし

議会活動報告

発行責任者

柴崎 訓佳

☎0277-73-0149

既存公共施設の

12月定例議会一般質問

効果的な利活用を

12月定例議会では、公共施設等総合管理計画と既存施設の利活用について、市の考えを聞いてみました。質疑の概要は次のとおりです。

て、旧福岡中央小の利活用の考えは…

A (総務部長)

「第15区の将来をサポートするプロジェクトチームを庁内に組織し、地域住民の要望や施設の利用に際しての問題点を確認しながら、柔軟に対応

Q 旧福岡中央小の利活用

超高齢化社会を迎え、地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備、地域づくり強化策が重要課題。『地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備』の必要性は…。

大間々町第15区では、地域住民による創生協議会が設立され、地域住民が支え合い、暮らしと生きがい在地域と共に創っていく取り組みがスタート。地域の福祉活動の拠点、生涯学習の場などを目的とし

応する。」

Q 大間々庁舎に総合窓口を

大間々庁舎の総合福祉センター化に伴い、諸証明の発行や行政全般における総合窓口の機能を残す考えは…。

A (総務部長)

「市民に対して支障のないようサービスの維持向上、事業の継続性の機能を残す。」

A (市長の総括的答弁)

「地域コミュニティを大事にしながら、地元の意見をよく聞き、合意形成を図りながら、事業を推進していく。」

何が必要かの見極めを

急速に進むデジタル化社会。現在の公共施設等総合管理計画

▶ 定例議会一般質問に立つ



▼利活用が望まれる旧福岡中央小



画は、次世代へバトンタッチするまでの、更新・統廃合・長寿命化を図る計画。今は、世代間の価値観の違いをすり合わせ、共有していくことが重要。子供から高齢者まで、平等なサービスを提供するために、市に何が必要かを見極め、追求していきたいと考えています。

福祉向上に向けて

新年明けましておめでとうございます。輝かしい新年をお過ごしのことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年中は、私の市政活動に多大なるご理解・ご支援を賜り、誠にありがとうございました。

これから、新しいまちづくりに向かって、地域の様々な課題の解決、前進のため、全力で取り組み、市民福祉の向上を目指す所存であります。本年が輝かしく、実りの多い、飛躍の年となりますよう、ご祈念申し上げ、引き続きのご指導・ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

▼歳入内訳表

歳入項目	決算額	対前年比
市税	62億6505万円	▼5843万円
※国庫支出金	52億3101万円	▼39億8731万円
※地方交付税	43億6930万円	△5億312万円
※市債	37億8830万円	△4億2860万円
※県支出金	15億7493万円	▼2億433万円
地方消費税交付金	12億119万円	△9736万円
繰越金	9億1319万円	△3374万円
財産収入	3億4899万円	△175万円
雑収入	3億3852万円	▼60万円
その他	11億7117万円	▼2億1856万円
下段は寄付金（内数）	（4051万円）	（▼8394万円）
合 計	252億165万円	▼34億466万円

令和3年度決算

歳入 252 億 165 万円

237 億 3241 万円歳出

9月議会で承認 事業会計・特別会計も

9月に開催された定例議会で、令和3年度の決算が承認となりました。前年度比較では、歳入34億466万円の減、歳出33億1768万円の減。国保・介護保険・後期高齢者医療・競艇など11事業の特別会計、上下水道事業の事業会計も併せて承認されました。



▼歳出内訳表

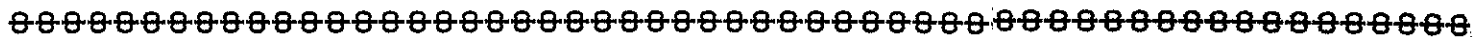
歳出項目	決算額	対前年比
民生費	84億668円	▼42億9792万円
教育費	52億5917万円	△7億6459万円
総務費	22億7162万円	△6266万円
土木費	22億625万円	▼1350万円
衛生費	18億7111万円	△4億3957万円
※公債費	14億3878万円	△8426万円
消防費	8億9438万円	▼3億3202万円
商工費	6億6185万円	▼1183万円
農林水産費	5億1888万円	▼1266万円
議会費	2億151万円	▼69万円
その他	218万円	▼14万円
合 計	237億3241万円	▼33億1768万円

- ※ 国庫支出金・県支出金＝特定の事業に対する交付金
- ※ 地方交付税＝行政の格差をなくすための国からの交付金
- ※ 市債＝国や金融機関からの借入金
- ※ 内訳表中△は増を、▼は減を表す

歳入予算では、国庫・県支出金（特定の事業に定められた割合で国・県が負担するもの）の減と地方交付税・市債の増額が目立っています。歳出では、小学校の新設や中学校の施設整備・改修などによる教育費の増額、子供の育成・新型コロナウイルスのワクチン接種・「みどモス応援券」配付などのほか、道路の新設・整備・改修にも使われています。決算報告によると、市民一人当たりの借金額は、およそ38万円。前年度決算時の3倍に膨れ上がっています。

市民1人当たりの借金額 前年度決算時の3倍に

※ 公債費＝国や金融機関からの借入金の返済



歳入予算の正体は何か。そのほとんどが税金である▼国の予算は国税で、地方の予算は地方税で構成されている▼国税は所得税・法人税・相続税・消費税など、地方税は、住民税（個人・法人）・事業税・固定資産税などが主なもの

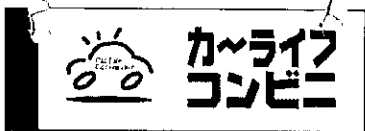
▼国と地方の配分率は、概ね6対4。地方交付税交付後は国の37%に対して、地方が63%になるとか▼市債は借金のこと、将来の予算から返済する云々ば税金。地方交付税・国庫交付金も正体は税金。繰越金も同じ▼市の歳入予算で気になるデータを発見。小都市自治体の地方税と地方交付税の合計は、概ね63%（平均値）。みどり市の場合、42%と低い▼将来安定した財源を確保するために、人口増加や企業誘致など、地方税の増収につながる政策が必要となるのは明白

▼ともあれ、市の予算は、そのほとんどが税金。歳出にも目配りをしたいものである。

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 広報費	☒ 広聴費
	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費
備 考 (按分率等)	燃料費 31,300 円 ÷ 30% = 9,390 円			



領 収 書

2022年09月01日(木)15:05
給油 01000000

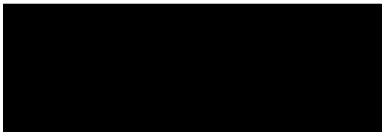
柴崎 訓佳 様
18-211-524999-18 8
元気CARD7[®] 57

レギュラー ¥6,400
01003 内税
N20 39.27L/個(@163.00)

合 計 ¥6,400
(内消費税等 ¥582)

来店時ポイント 1104P
今回ポイント 39P
累計ポイント 1143P
ポイント有効期限 2023年08月31日

両毛丸善(株)大間々SS
みどり市大間々町大間々941
TEL (0277)-72-1715





領 収 書

2022年09月26日(月)14:24
給油 01000000

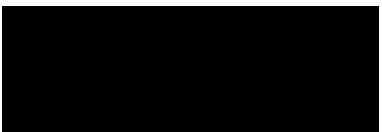
柴崎 訓佳 様
18-211-524999-18 8
元気CARD7[®] 57

レギュラー ¥5,000
01003 内税
N08 30.49L/個 @164.00

合 計 ¥5,000
(内消費税等 ¥455)

来店時ポイント 1244P
今回ポイント 30P
累計ポイント 1274P
ポイント有効期限 2023年09月25日

両毛丸善(株)大間々SS
みどり市大間々町大間々941
TEL (0277)-72-1715



※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙(白紙等)使用可。



領収書

2022年11月17日(木)11:04

給油 01000000

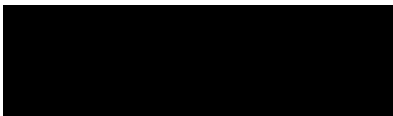
柴崎 訓佳 様
18-211-524999-18 8
元気CARD777

レギュラー ¥6,900
01003 内税
N14 43.40L/個(@159.00)

合 計 ¥6,900
(内消費税等 ¥627)

来店時ポイント 1274P
今回ポイント 43P
累計ポイント 1317P
ポイント有効期限 2023年11月16日

両毛丸善(株) 大間々SS
みどり市大間々町大間々941
TEL (0277)-72-1715



領収書

2023年01月20日(金)13:43

給油 01000000

柴崎 訓佳 様
18-211-524999-18 8
元気CARD777

レギュラー ¥8,000
01003 内税
N20 49.08L/個 @163.00

合 計 ¥8,000
(内消費税等 ¥727)

来店時ポイント 1317P
今回ポイント 49P
累計ポイント 1366P
ポイント有効期限 2024年01月19日

両毛丸善(株) 大間々SS
みどり市大間々町大間々941
TEL (0277)-72-1715



領収書

2023年03月05日(日)15:53

給油 01000000

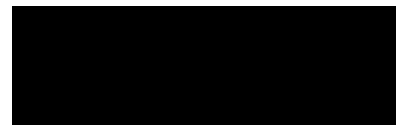
柴崎 訓佳 様
18-211-524999-18 8
元気CARD777

レギュラー ¥5,000
01003 内税
N20 30.68L/個(@163.00)

合 計 ¥5,000
(内消費税等 ¥455)

来店時ポイント 1366P
今回ポイント 30P
累計ポイント 1396P
ポイント有効期限 2024年03月04日

両毛丸善(株) 大間々SS
みどり市大間々町大間々941
TEL (0277)-72-1715



(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費
	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☒ 資料購入費
備 考 (按分率等)	新聞購読料			

領 収 証

紫崎 訓佳

様

No. _____

★

¥40,200-

但 2022年4月～2023年3月まで

5 年 3 月 1 日 上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

毎日新聞大間々専売所

小林新聞店

所長 小林 秀行

〒376-0102 群馬県みどり市大間々町桐原793-1

TEL・FAX 0277-72-1840

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙（白紙等）使用可。